

産業技術短期大学校
入 試 事 務 局

令和6年度入学試験に係る質問に対する回答について

今年度の入学試験に関して、学校や生徒からお問合せをいただいておりますので、下記を参考にしてください。

記

【特別推薦入学試験】

質問1 今年度新設された特別推薦入学試験は、募集科が土木エンジニアリング科のみで、試験科目が「小論文」と「面接」とのことだが、土木関係の専門的な内容について出題されたり聞かれたりするのかな？

回答1 本校の土木エンジニアリング科は、入学時点で土木関係の専門知識を必要としているものではありません。現に同科の入学者の8割は土木科以外からとなっています。

このため、特別推薦入学試験は、土木の専門的な知識を問うものではなく、土木科以外の科、例えば普通科に在籍する受験者であっても十分に対応できるような内容の出題や面接を予定しています。

【入学試験全般】（生徒からの質問）

質問2 試験対策として準備しておいた方がよいと思われることはあるか？

回答2 試験教科に関しては、本校ホームページに過去5年間の入学試験の既出問題（過去問）を掲載しておりますので参考としてください。まだ履修していない分野からの出題があれば、先生からアドバイスを受けてください。

小論文や面接に関しては、学生募集要項の始めに書いてある「教育の概要全般」や「各学科における教育内容」をよく読んでいただき、入学後に学ぶことや期待されていることなどを理解、イメージしておきましょう。

なお、ニュース等に関心を持ち、社会の動きなどの把握にも努めましょう。

【入学試験全般】

質問3 学生募集要項の各試験の受験上の注意に、新型コロナウイルス感染症等に罹患していることにより受験できない受験者への対応が記載されているが、詳しく教えてほしい。

回答3 学校推薦入学試験、一般入学試験（前期）、自己推薦入学試験において、新型コロナウイルス感染症等に罹患していることにより受験できない受験

者には、受験者の申請により追試験を実施します。

追試験は、受験しようとした試験の後に行われる受験の機会、例えば、学校推薦入学試験を受験できない場合は一般入学試験（前期）や自己推薦入学試験を、一般入学試験（前期）を受験できない場合は一般入学試験（後期）を、それぞれ追試験として受験することを認めます。一般入学試験（後期）を受験できない場合は、追試験は実施しません。

一方で、試験科目が小論文や面接のみである特別推薦入学試験、事業主推薦入学試験において、新型コロナウイルス感染症等に罹患していることにより受験できない受験者には、受験者の申請により、日程調整のうえ、後日試験を実施します。

なお、追試験や後日試験において、新型コロナウイルス感染症等に罹患していることにより受験できない場合、再度の追試験や後日試験は実施しません。

追試験や後日試験に係る入校考査料は不要となります。

手続き等の詳細については、当該受験者にお知らせします。

追試験や後日試験を認める受験者の範囲は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となる感染症に罹患して、出席停止期間内にある者とします。例えば、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間」、インフルエンザに罹患した場合は、「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでの期間」とします。

このような理由で受験できない場合は、必ず受験日の前に入試事務局までご連絡ください。

以上